

財団法人山梨県環境整備事業団 経営審査委員会 第2回委員会 会議録

1 日 時 平成21年10月28日(水) 午後1時28分～午後3時50分

2 場 所 山梨県県民会館303会議室

3 出席者

委員 小倉公一、勝俣高明、金子栄廣、早川正秋(50音順、敬称略)

事務局 風間理事長、山本副理事長、石合専務理事、安藤事務局長、
岩下所長、事務局職員(計3名)

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 理事長あいさつ
- (3) 座長あいさつ
- (4) 議事
- (5) 閉会

5 会議に付した議題

- (1) 営業実績について
- (2) 山梨県環境整備センターの概算収支計画の見直しについて
- (3) その他

6 議事の概要

(1) 営業実績について

座長：議題(1)の「営業活動について」の概要について、事務局から説明をお願いする。

事務局：資料により説明。

座長：事務局から概要について説明があったが、質問、意見はあるか。

委員：営業を行った実数141社のうち、契約に至った事業者数は3割程度である。
残り7割の事業者と契約に至らなかった主な原因は何か。

事務局：景気の落ち込みで廃棄物自体が減少していることや廃棄物が最終処分されずにリサイクルに回っていることが挙げられる。

事務局：141社のうち、廃棄物を扱う中間処理業者数は69社であり、残りの事業者は工場等である。

しかし、この工場等は中間処理業者を通して廃棄物を排出しているため、実質的に営業対象となる事業者数は69社しかない。

また、本県においては廃棄物最終処分場がなかったため、できるだけリサイクル

することなどにより廃棄物を処理する流れができています。

そのような状況の中で、営業により、これまでの取引関係を中止して、県外で埋立処分されている廃棄物をセンターへ搬入してもらえるように営業を行っている。

委員：69社のうち、38社と契約しているということか。

事務局：そのとおりである。

69社のうち30社程度は、破碎機の処理能力の問題からセンターの廃棄物の受入基準に適合させることができない事業者や中間処理された廃棄物をすべてリサイクルへ回している事業者である。

こうしたことから、実質的には38社がセンターの契約対象となる廃棄物の排出事業者ということになる。

委員：処理委託契約を締結すべき事業者とはほぼ契約を締結し、あとは廃棄物の量的な問題ということか。

事務局：そのとおりである。

処理委託契約を締結した事業者のうち最大手であっても、センターへの搬入量は、その事業者が排出する廃棄物量全体の5割にとどまっている。

委員：その事業者は、残りの5割を県外で処理しているということか。

事務局：そうである。

県外の処分場との契約をすべて破棄してしまうと、再度契約する際に事前協議から始めなければならず、事務が繁雑になる。

このため、事業者としては、リスク回避という面もあり、ある程度複数の処分場と処理委託契約を締結している状況である。

この事業者との契約は、最初は少量であったが、搬入量に応じた料金の弾力的な運用を行うことにより、搬入量を増やすことができた。

センターで処理するメリットとしては、廃棄物の運搬賃が安いということと公共関与型処分場であるという信頼性が挙げられる。

委員：廃棄物量全体の5割について処理委託契約を締結できたということであるが、料金的に見ても、県外に搬出して処理する場合とセンターに搬入して処理する場合とでほぼ同じ料金で処理できるということか。

事務局：そうである。

委員：この5割という数を、今後、6割、7割と増やしていくこともできるのか。

事務局：それは厳しいのではないかと。

リスク回避のために、既に一定の民間処分場ルートが確保されている状況を踏まえると、5割程度が限度であると考えられる。

委員：県外に搬出して処理する場合とセンターに搬入して処理する場合とで、料金的にほぼ同じということであれば、センターとしてアピールする強みがないと思うが。

事務局：センターに持ち込むことにより、人件費は半日分で済む。

他県に運ぶとなると、1日分の人件費が必要となるため、半日分の人件費を節約することができる。

委員：センターでの搬入車両の受入体制についてであるが、搬入予約の段階で搬入する時間帯を決めているのか。

事務局：そうである。

委員：事業団を民間事業者であると考えた場合、あまりに足かせや前提条件が厳し過ぎて、民間事業者として動き回るのにはあまりにも動きにくいのではないか。

事務局：そのような状況下であっても、一層の営業努力を行っている。

委員：他県の公共関与型の処分場における廃棄物の搬入状況はどうなっているのか。

事務局：本年の9月末現在の対前年比で考えた場合、全国的には6割から7割程度の減となっている。

最も落ち込みの激しい神奈川県では、前年の35%程度と聞いている。

委員：センターは、搬入できる廃棄物の種類は限定されているにもかかわらず、設備的にはそれ以上のものとなっており、非常にアンバランスなイメージを受ける。非常に大きな設備投資を行っておきながら、それを十分に活用できていない状況についてどのように考えているのか。

事務局：地元の意見を尊重し、安全性を最優先した、法の基準を大幅に上回る施設整備を行ったものである。

委員：営業活動を行う中で、現在、18社と契約に向けて協議中ということであるが、契約締結に至る可能性はあるのか。

事務局：処理委託契約を締結すべく、より一層の営業努力を行っているところである。

委員：契約締結に向けて協議している点は何か。

事務局：民間処分場との価格競争から、料金の弾力的運用を余儀なくされている。

事務局：廃棄物処理法により、埋立地においては、例えば廃プラスチックは概ね15cm以下にして埋め立てることという埋立基準が定められている。

安価で受け入れている民間の最終処分場では、多少大きいものであってもそのまま受け入れて、その後、自分たちで重機によりその廃棄物をつぶして、廃プラスチックであれば概ね15cm以下にしている。これは受入基準ではなくて、埋立基準である。

ところが、事業団においては、センターの建設に係る経緯の中で、受入基準と埋立基準を一致させたため、受入時点で、廃プラスチックであれば概ね15cm以下でなければ受け入れないこととしている。

このため、センターにおける廃棄物の受入基準に適合するためには、廃棄物を破碎する機械が必要となるが、この機械の処理能力の問題もある。

排出事業者には、通常、破碎機がないため、中間処理業者に持ち込んで、廃プラスチックであれば概ね15cm以下に処理をした上で、センターに搬入している。こうしたことから、事業団では中間処理業者に対しても営業活動を行っている。

いくら破碎機により中間処理を行っても、現場で展開検査を行うと1%から10%程度は受入基準に適合しない廃棄物が混入しており、これらの廃棄物は持ち帰ってもらっている。

この作業を外から見ると、「あの事業者は、不適合な廃棄物があって、持ち帰らせた」という話だけが出てくるので、営業面では非常にマイナスになる。

気にしない事業者はそのような状況でも搬入してくるが、気にする事業者は人力で受入基準に適合しない廃棄物を除去してからの搬入になるため、別途人件費が発生している。

関西方面への搬入が多い理由は、廃棄物の大きさについてあまり気にせず、廃棄物を受け入れた後に埋立基準に適合するように重機でつぶすため、事業者としては人件費を節約することができるのがプラスに働いている。

委員：センターにおいても受け入れた後、廃棄物を重機で埋立基準に適合するようにつぶすということとはできないのか。

事務局：受入基準と埋立基準が一致しているため、そのようなことはできない。

このルールを変えるためには、地元との再協議が必要である。

委員：今から受入基準と埋立基準の一致について見直すことはかなり難しいことだと思う。

量的なことをお聞きしたい。契約数が38件、審査中が1件、協議中が18件ということであるが、審査中及び協議中の事業者のすべてと処理委託契約を締結することができたとした場合、現在と比べてどれくらい搬入量の上積みが見込めるのか。

事務局：これまで営業活動を行う中での推計であるが、概ね年内に契約が見込まれるものとして、年間換算で1,100トン程度、今年度は3月分までとなるので280トン程度の受け入れが見込まれる。

事務局：契約数にもう少し上積みができるよう、より一層の営業努力を行いたい。

(2) 山梨県環境整備センターの概算収支計画の見直しについて

座長：議題(2)の「山梨県環境整備センターの概算収支計画の見直しについて」に入る。

センターにおける廃棄物の搬入状況について、事務局から説明をお願いする。

事務局：5月21日から9月末までの間の月毎の搬入台数、搬入量、受入料金、また、9月末までの合計の搬入台数、搬入量、受入料金、更には、1営業日当たりの搬入台数、搬入量、受入料金について、説明。

座長：事務局からの説明に対し、質問、意見はあるか。

委員：人件費と維持管理費は全体でいくらぐらいを見込んでいるのか。

事務局：人件費として8億9千万円程度、また、管理費として15億円程度かかる見込みである。

委員：管理費は概ね外注分なのか。

事務局：そのとおり、委託分がほとんどである。

入札すると、ほとんどの場合、設計金額より下がる可能性がある。

委員：委託の中心は何か。

契約方法は随意契約なのか。

事務局：埋立・覆土業務や浸出水処理施設の運転業務など現場での作業が中心である。
競争入札の対象であるため、入札により設計金額より下がる可能性はある。

委員：人件費が8億9千万程度ということであるが、何年分か。

事務局：平成6年度から平成36年度までの30年分である。

委員：役職などによっても異なると思うが、一人当たりの平均単価は年額にしておよそいくらか。

事務局：事業団の現員が11人であり、法定控除などの福利厚生費も含めて、一人当たり年間765万円程度となる。

ちなみに、事業団の給与は県の給与基準を準用している。

委員：管理費が随分かかるようであるが。

事務局：他県の公共関与型処分場においても、年間に1億1千万円から1億2千万円程度はかかっていると聞いている。

センターについても同程度であり、他県と比較して、高いとは言えないのではないか。

センターを適正に管理運営していくためには、必要な経費である。

委員：現行の概算収支計画上でも、建設費とほぼ同程度の管理費を見込んでいるが。

事務局：地元の意見を尊重し、安全性を最優先した施設整備を行っているため、建設費としては多額の経費が発生している。

委員：遮水シートの耐用年数はどれくらいか。

事務局：メーカーでは厳しい条件の下での各種試験を行う中で、耐用年数が15年以上であるシートを共通の規格としているが、実際には劣化要因となる熱や紫外線などの自然環境の影響を受けにくい土中では、シートの耐久性は長期にわたり持続するものとのことである。

事務局：埋立処分した廃棄物が安定化して、浸出水が施設の廃止基準に適合すれば、処分場は廃止となる。

そのための維持管理期間としてセンターでは10年をみている。

座長：事業団の営業実績について、事務局から説明をお願いします。

事務局：5月21日から9月末までの処理委託契約件数、契約に基づく廃棄物の受入量の見込み及び受入料金の見込み等について、説明。

座長：事務局からの説明に対し、質問、意見はあるか。

委員：概算収支計画上のその他の収入はどういう理由で増減するのか。

事務局：料金収入の増減に応じて、消費税還付金が増減することによる。

委員：現行の概算収支計画を策定する際に、ある程度の景気の波は織り込まなかったのか。

事務局：織り込んでいない。

委員：その点は甘かったのではないだろうか。

事務局：5.5年間というのは、短い期間であるため、これほどまでに景気が影響すると

は考えていなかった。

一番悪い時期に操業が開始されたが、10月の搬入実績は9月末までと比較して、かなり改善している。

委員：ということは、10月の搬入実績が出たところで、料金収入の見込みを見直す必要がある。

委員：センター稼働後の経費はどれくらいを想定しているのか。

事務局：平成21年度から平成26年度までの埋立期間中、管理費として6億数千万円、財団運営費として3百数十万円を見込んでいる。

また、平成27年度から平成36年度までの維持管理期間中、管理費として7億数千万円を見込んでいる。

人件費は、平成21年度から平成36年度までの全体で6億数千万円を見込んでいる。

委員：基本的には、料金収入よりも運営経費の方が多くなってしまっている。

事務局：人件費については、全額が県からの補助金で賄われるため、収支への影響はない。

管理費については、事業団の自主財源、すなわち料金収入を充当することとなる。

委員：運営費については、国からの補助金はないのか。

事務局：ない。

委員：国からの補助金は、建設に係るものだけか。

事務局：そのとおり。

委員：北杜市に対する地元交付金について、北杜市は何に使ってもいいのか。

事務局：北杜市がセンター周辺の地元に対して行う地域振興事業に充当するものである。

委員：この交付金に対して、県からの補助金はあるのか。

事務局：ない。事業団の自主財源である。

委員：話し合いにより、この金額に決定しているということか。

事務局：過去の経過から、この金額に決定している。

委員：仮に埋立期間を延長するとなるとこの金額も増えていくものなのか。

事務局：埋立容量10万㎡当たりいくらという単価となっているため、基本的にはこれ以上増えることはない。

委員：県外から廃棄物を持ってくるということはできないのか。

事務局：基本的には自県内処理であるため、山梨県内において排出される廃棄物を受け入れるものである。

そういうことで、県と事業団と北杜市の三者で締結した公害防止協定書に規定されている。

委員：受入量が足りないからといって、県外から持ってくるわけにはいかないと。

事務局：それはできない。

委員：東京都あたりではアスベストの処理に困っているのではないだろうか。

事務局：実際に困っており、千葉県で臨海で処分を行っている模様。

委員：そういう廃棄物を持って来ることができれば、すぐに埋まってしまうことになる。

事務局：アスベストの場合は中間処理せずに直接埋立されるので、解体現場が山梨県内でないセンターへは搬入ができない。

委員：いずれにしても、5.5年という埋立期間がネックだと思われる。

委員：県全体からすると、埋立期間をなるべく延長してもらい、何か補償費のようなものを多少出しても、全体として県費による負担を極力少なくしたほうがよいと思う。

事務局：計算してみたところ、センターは、平成8年3月の基本設計の実施から平成21年3月の完成に至るまでに長い期間を要しており、この間の人件費や規模の縮小等に伴う2回の設計変更費など、約7億5千万円の余計な経費がかかっている。

委員：県としても、こういう経費を回収する努力をするべき。

委員：他県で、センターのような短い埋立期間で運営しているところはあるのか。

事務局：ない。ちなみに15年というところが最も多く、一番短いところでも10年という状況である。

センターのように協定書の形で埋立期間が決まっているのかとか、埋まらない場合には更に延長するとかといった細かな点については把握していない。

一般的に公共関与による最終処分場の減価償却期間は15年程度となっている。

委員：経営的な視点から判断すると、15年以上運営しないと儲からないのではないかと回収できないのではないかと。

ところで、法人税の納税義務はないのか。納税義務があるのは消費税だけか。

事務局：過去に何度か税務署と協議を行っており、課税の対象ではあるが、利益がないため、納付はしていない。

委員：よほどの利益を上げないと3倍の速度での減価償却は無理ということになる。

5.5年という埋立期間は地元からの提案だったのか。

事務局：明野処分場は、安全な施設を整備するためのモデル事業として取り組みがなされており、地元住民の不安などが強く、要望も踏まえる中で、埋立期間を5.5年に設定しており、計画当初の試算であるが、当時の廃棄物の委託処分量から5.5年で埋まるとしていた。

事務局：計画当初の試算では、当時の県内の廃棄物を全部集めれば、5.5年で埋まる量ですよという話からスタートし、地元ですると5.5年で出て行ってくれるのですねということになった。

こうしたことから、5.5年という期間が決まってしまったという話もある。

委員：現在では、ダイオキシン類の発生を抑制するための燃焼管理の向上が図られていると聞いているが、そうすると、一般廃棄物の焼却灰を入れることは可能ではないだろうか。

事務局：埋め立てる廃棄物の質により、出てくる汚れた水の設計値もあって、それで現在の施設の設計を行っている。

したがって、現在の施設の能力で間に合うかどうかを改めて確認する必要はある。

委員：5.5年という埋め立て期間を、例えば10年とか15年に延ばすこと自体は技

術的には問題ないのか。

事務局：現在の廃棄物の種類を変えるわけではないので、問題はない。

委員：民間で処分場を運営しているところはあるのか。

事務局：ある。通常、民間処分場であれば、埋立期間を20年程度に設定している。

委員：処分場の数は、民間経営によるものと公共関与によるものとどちらが多いのか。

事務局：民間経営によるものの方が圧倒的に多い。

委員：県内で民間による処分場の建設計画はないのか。

事務局：ある。

委員：赤字が生じた場合、県費による負担というのはどの段階で生じてくるのか。

事務局：事業団は自己資金がないため、収支差額は民間金融機関からの借入金によって賄っている。

民間金融機関からの借りに当たっては、県による損失補償を求められているため、県が、県議会の議決を得た上で債務負担行為を設定している。

これにより、最終的に赤字が生じ、民間金融機関からの借入金の返済ができないこととなった場合には、県が穴埋めをするということになる。

委員：今現在、民間金融機関からの借入金はどれくらいあるのか。

事務局：全体では、今日現在で20億5,500万円である。

そのうち、センターに係る分は15億9,200万円である。

委員：金利は概ねどれくらいか。

事務局：2.22%である。

委員：借入れ金利についても、県からの補助金があるのか。

事務局：ない。自己負担である。

委員：充当する収入はあるのか。

事務局：ない。したがって、その分も運転資金として借り入れている。

委員：公共関与による処分場を設置するという当初の目的は一体何であったのかという点を明らかにしないと、県民は納得しないのではないか。

したがって、県民の生活環境の保全と健全な経済活動を支える社会基盤施設として、公共関与による処分場の継続的・安定的な確保を図ってほしいという産業界の強い要請もあったことを説明する必要がある。

民間企業と競合するような形で収支面を問題にするだけでなく、県の政策として、公的な機関として、こういう処分場が必要であるというところから始まっている事業であることを説明することが大切である。

委員：確かに、地元の住民の皆さんや県民の皆さんが納得してもらえただけの説得力のある説明が必要になってくる。

料金収入が増えないことにはどうにもならないことであり、赤字をどうやって圧縮するかが問題である。

5. 5年という埋立期間の中で当初の見込みを達成するのはほぼ不可能であるので、そうすると、例えば、埋立期間を延長するとか、どうしても産業廃棄物の量

を増やせないという現実があるのであれば、延長以外の手段も検討する必要がある。

埋立期間の延長というのはやはり難しいのか。

事務局：そのような場合は、センターの適正な運営により安全性を立証し、まずは地元の理解を、そして県民の理解を得た上でのことになるかと思う。

委員：廃棄物の受入量は、景気の動向などがあって、増やそうとしてもなかなか増えない面があると思うので、収入を増やすといっても期待できない。

逆に、支出の方で減らす努力をしたらどうか。

恐らく埋め立てる廃棄物が少なければ、浸出水の質も良いのが出てくるし、量も抑えられるはずである。

そこで、例えば、水処理施設の運転については少し規模を縮小したような運転の仕方をするなりして、管理費の中の水処理施設の運転経費の削減を図ることは可能ではないか。

事務局：現在のところ、埋め立てる廃棄物のメインががれき類と廃プラスチック類なので、ほとんどBOD系の汚濁負荷度が高くないため、生物処理システムの運転を抑制している。

委員：浸出水の貯留槽が、言うなれば過大な大きさになっているので、ある期間は貯留させておくだけにして期間限定で運転するなど、運転の仕方に工夫ができれば、管理費もそれだけ削減できると思う。

事務局：調整槽は洪水調整機能もあるので貯留だけさせることは難しいが、工夫を凝らした運転を行っている。

委員：現在のところ、がれき類が中心なので、恐らくダイオキシンはほとんど出てきていないと思う。

そうであれば、発生した浸出水の方のダイオキシンを分析しておいて、それが放流水の基準を満たしているのであれば、ダイオキシンの処理装置は動かさないとか、そういうことも必要である。

事務局：実際にそういう工夫をしている。

浸出水の段階で放流水の基準よりも2桁低い値なので、今後はダイオキシンの分解装置についても運転を抑制していく方向で委託業者と話を詰めている状況である。

しかし、センターの放流水基準は厳しい数値なので、装置を止めるまではできない。

座長：他に何か意見等はあるか。

なければ、ここで審議を終了する。

事務局の方で、その他として、何かあるか。

事務局：事務局としましては、これまでの当委員会における議論や本日皆様方からいただいたご意見を踏まえ、早川座長を中心に報告書(案)の形で取りまとめたいただきたいと考えている。

その上で、次の第3回経営審査委員会において、報告書(案)について議していただき、最終的な報告書として取りまとめていただきたいと考えているが、いかがか。

委員：(全員異議なし)

座長：今現在の廃棄物の受入実績は低迷しているものの、事業団による営業努力の結果、処理委託契約を締結すべき事業者とはほぼ契約を締結している状況を踏まえ、契約済みの廃棄物量は確保できるものと考えて、収支計画の推計・試算を行う。
更に、厳しい経済状況下での操業開始となったことを踏まえ、推計・試算に当たっては、今後の景気動向も加味する必要がある。
そういう方向で、報告書(案)を作成したいが、よろしいか。

委員：(全員異議なし)

座長：以上をもって、本日の委員会を終了する。

事務局：以上をもって、本日の委員会を終了させていただく。

次回の委員会の開催日程等については、おって事務局から連絡させていただく。